

静かな空を もとめて

第13号

第3次新横田基地公害訴訟
原告団ニュース



9/18 第11回口頭弁論 軍用機の騒音に厳しい基準適応を

1. 60W または 70W を超える騒音が受容限度を超えて違法であると訴え

(1) 60W を超える騒音が違法だ (主位的主張) 白根心平 弁護士

騒音レベルが同じであっても、騒音源（道路交通、在来鉄道、新幹線、民間航空機、軍用航空機）によって住民の不快感には差が出ます。研究により、軍用航空機に対する不快感反応率がほかの交通騒音に比較して特に厳しいことが明らかになっています。

この不快感反応率からすれば、環境基準（70W）は、WHO 欧州ガイドライン曝露レベルとの比較からはもちろん、日本におけるほかの交通騒音の基準と比べても緩く不十分な基準です。

軍用航空機騒音は、少なくとも民間航空機騒音と同程度の住民反応に相当する基準で評価されなければなりません。民間航空機騒音と同程度の住民反応に相当するは Lden47dB (60W 相当) となります。60W を超える騒音は受容限度を超えて違法であると考えるべきです。

(2) 70W を超える騒音が違法であること (予備的主張) 富田 隼 弁護士

環境基準 70W は、当時の科学的知見に基づいて

行政上達成すべき基準として定められたものです。しかも、政策的要素を加味し当時の調査結果よりも緩和した基準で定められました。また基準達成期間とされた 1978 年からはすでに 40 年以上が経過し、静穏を求める社会的な要請もますます高まっています。実際に 70W 地域において騒音被害が生じていることもその後の調査で明らかになっています。

また、WHO 欧州事務局は、Lnight,outside40dB を超える夜間騒音の発生により睡眠が妨害され健康に対する様々な悪影響が生じるとしています。

仮に 60W を超える騒音が違法であると認められなくとも、環境基準である 70W、または睡眠妨害を発生させる Lnight,outside40dB を超える騒音は受容限度を超えて違法であるとされるべきです。

2. 低周波音による被害が発生していること

小林善亮 弁護士

被告国は、①低周波音はすでに実施されている騒音測定によって適切に評価されている、②低周波音が発生しているとしても横田基地を離着陸する航空機によるものかは分からぬ、③家屋による防音効果があるなどとして、低周波音による被害を矮小化しようとしています。しかし、被告国の中張は誤りです。

(2面に続く)



まず、低周波音は耳には小さくしか聞こえなくとも通常の騒音とは異なる大きな被害を生じさせる性質のある音です。通常の騒音測定で用いられるA特性音圧レベルは人の耳に聞こえる音の大小を問題にするものですから、被告国①の主張は科学的に誤りです。

また、低周波音は家屋による遮音効果が低く、通常の騒音が家屋により減少することにより、屋外よりも屋内においてより被害が大きくなるという性質があります。被告国③の主張もまた誤りです。

さらに、沖縄県による調査ではオスプレイから低周波音成分が検出されています。原告ら基地周辺住民も、航空機騒音のするときに低周波音による被害を知覚しています。②低周波音被害が横田基地の航空機によるものであることは明らかです。

低周波音被害は、心理的・生理的影響による身体的被害、精神的被害、家財への物的被害が生じうる重大な被害です。被告国はこれを共通損害と認め、その精神的苦痛を賠償するべきです。

3. 将来の損害賠償が認められるべきこと

杉野公彦 弁護士

被告国は、将来（高等裁判所の口頭弁論終結後）の損害賠償請求について、①将来の騒音状況について予測が困難であり、また違法性の判断には公共性や公益上の理由などのさまざまな要素を総合考慮する必要がある、②将来の事情の変動についても各要素を総合考慮する必要があり、③事情の変動についての被告国立証の負担が大きいなどとして、将来の損害賠償請求は認められるべきではないと主張しています。

しかし、横田基地の基地機能は維持強化されており、今後も騒音被害が継続することは明らかです。また、騒音センター作成に際し、被告国の主張するような要素は一定の考慮がなされています。さらに、違法性の判断において公共性や公益上の理由を考慮することは認められません（①）。

また、これまでの裁判例を前提とすれば、事情の変動として考えられるのは、住民の死亡・転居、騒音センターの変更、住宅防音工事の実施といった客観的に明確な事実に限られます（②）。いずれについても、これまで違法な騒音を放置してきた被告国



に立証の責任を負わせることはまったく不当ではありません（③）。

被告国が騒音を放置してきたことにより、原告ら住民は繰り返し訴訟を提起する負担を強いられてきました。将来の損害賠償請求は認められるべきです。

原告の声

騒音と低周波音は多くの住民の健康を害する

瑞穂支部 大坪 国広

今回的小林弁護士の意見陳述で感じたことは、低周波音のことでした。

以前、勤めていた民間会社でのことでした。24時間稼働する大型プレス音が隣接するマンションの住民から「夜眠れない」と市役所に通報されました。

健常者には感じないプレス音が、自宅療養中の人々や障がい者の方々には、騒音だけではなく低周波音による睡眠不足などの健康被害でした。

今、連日の軍用機やオスプレイの昼夜問わずの低空飛行訓練は、騒音と低周波音による多くの住民の健康を害することは間違いないと思います。低周波音が及ぼす影響を専門家による検証で、国に認めさせる必要性を感じました。

報告集会は内容盛りだくさん



騒音センターのミニ学習会（森田太三弁護士）

口頭弁論の後、弁護士会館にて報告集会を行いました。今回の報告集会では、裁判の報告と合わせて「騒音センター」についてのミニ学習会を実施。また、国の主張がどのようなもので、どのような問題点があるのかについても弁護団から解説がありました。

騒音センターについて 改めて問題点を学習

森田太三 弁護士

報告集会で、森田弁護士は「騒音センター（あるいは告示センター）について」分かりやすく解説。参加者から「国が定めた騒音センターが狭いことが分かった」「勉強になりました」などの感想が寄せられています。

騒音センターとは、騒音を計測し、天気図の等圧線や地形図の等高線のように、同じ騒音レベルの地点を結んだ曲線で示された図のことです。70 W (W E C P N L)以上が計測されて作成されたものです。

現在の騒音告示センターは2005年10月2日に区域指定されたもので、以前のセンターより東西南北ともに狭められたものです。

森田弁護士は、その問題点を①補足されていない飛行方法がある。②そもそも告示センター作成過程に問題点がある。しかも、告示センター作成から20年以上が経過している。③騒音評価指標として

の「W E C P N L」の限界がある。④新しい問題として、C V - 22 オスプレイが2018年に配属され始めたが、その騒音実態が反映されていない。

以上から、告示センターに反映されている騒音は最小限のもので、告示センターでは補足されていない騒音による侵害行為がある、と資料に基づいてお話をされました。

被告・国の準備書面11 (損害賠償請求額についての反論) は不当

鈴木 剛 弁護士

被告国は、原告らが請求している1か月あたり2万2000円の請求額が高すぎるとの内容の書面を提出しました。国の主張内容は、主に以下の3点です。まず、原告ら一人一人に生じている損害について個別に立証せよとの主張です。しかし、国の主張はこれまでの裁判例で認められてきた「共通損害」の考え方を理解しないものであります。違法な騒音について国の責任を認める判決がこれまでに幾度も出されているにもかかわらず、原告らに立証の手間を掛けさせようとする国の態度は不誠実と言えしかりません。なお、原告らの被害についてはすでに陳述書を提出しているほか、今後は尋問などを通じ、さらに明らかにしていく予定です。また国は、低周波音や墜落事故等に対する不安感などの被害につい

て、具体的な危険性が証明されていないとも主張しています。この点、今回の訴訟提起以降に限っても、オスプレイによる事故が数多く発生しています。オスプレイをはじめとした軍用機の危険性に目をつぶるこの主張は、国の責任を放棄したものと言わざるを得ません。

次に、国は、これまでの基地訴訟での損害の認容額と比べ、請求額が高すぎると主張しています。この点、普天間基地の控訴審判決で、昨今の交通事故において慰謝料額が昭和の時代からおよそ2倍になっていることをとらえて、慰謝料額を2倍に認定したことが注目されます。人権感覚の高まりに応じて、慰謝料が増加することは自然の流れというべきで、この普天間の判決はむしろ社会通念にあってはいるというべきです。

最後に、国は、防音工事をはじめとした周辺対策が実施され、航空機騒音が改善されていると主張します。しかし、防音工事以外の周辺対策は騒音とは無関係のものであるし、防音工事も効果に疑問があるうえ、原告らに不便な生活を強いいるものです。そもそも、米国と交渉し、騒音の低減を求めることができる立場にある国がまったくその努力をせず、住民の騒音被害に誠実に向き合っていないことこそが問題です。こういった国の主張に対しては、今後さらに反論を行う予定です。

求釈明申立書2に対する回答

白神優理子 弁護士

原告らは、本年3月の期日において、米軍機飛行差止めの権限について被告国の考え方を明らかにするよう裁判所を通して説明を求める「求釈明」を行いました。説明を求めたのは、以下の2点です。まず、日本国内である以上は米軍基地や米軍にも日本の法令が適用されるのではないか、日本の支配が及ぶのであれば日本政府が米軍機を差し止める権限を持っているのではないか、という点です。これに対して国は、原則として米軍基地や米軍にも日本の法令が適用されるとして、「公務（米軍の仕事）については受入国の法令の執行や裁判権等から免除される」との回答を行いました。そこで、公務について免除する根拠について、再度説明を求めました。この点についての国回答は、公務について免除するという考えは「国際的に広く共有されている」の

であるという曖昧なものでした。この考え方を前提とすると「公務」だと言われば日本側は何も言えないということになりますが、その根拠が曖昧で、とても納得できるものではありません。違法行為についてまで何も言えないのかという質問については回答がありませんでした。

2つ目は、航空法による国土交通大臣の権限についてです。政府は国会で国土交通大臣による管制権（飛行機の離着陸の許可や飛行経路の指示など航空機への権限）を定めた航空法96条～98条が米軍機にも適用されると答弁しています。そうであれば、国は米軍機に対しても管制権を行使できるのではないか、との点について回答を求めました。国の回答は、この法律は、安全のために交通整理ができるだけに過ぎない、原告らが求めるような差止めの権限はない、というものでした。

国の回答によると、米軍機の飛行が「公務」であれば、どれだけ国民の命や健康、安全に危険が及ぼされようとも、日本側には差し止めなどの権限がないということになってしまいます。しかもその具体的な根拠がありません。国としての主権を放棄するに等しく、大変無責任なもので許されません。他方で、今回の回答書により重要な回答を引き出すこともできました。それは、米軍基地や米軍について原則として日本の法律が適用されるということを確認できたことです。米軍等に日本の法令が適用されるのであれば、米軍機の飛行を差し止める権限を被告国が有することは明らかです。例外があるというのであれば、具体的な根拠が必要ですが国はそれを明確に説明することができていません。今後、この点をさらに裁判で追及していくことになります。



日野

支部定例総会を開催 —幅広い市民参加で学習会も

支部活動



9月28日、日野支部は第4回目の年次総会を行いました。総会には奥村団長、山本弁護団長が参加し、来賓あいさつとともに訴訟の経過や課題などについて報告しました。

議案では、日野支部が独自に取り組んだ住民アンケートと、それをもとに行った市との交渉、この間行われた各選挙での「公開質問状」の取り組みなど、支部独自の活動の到達を確認しました。訴訟に勝利するうえでも世論形成が大切だとし、市長が交代したなかで行政の対応を後退させないよう、引き続き市内での取り組みを強めることを確認しました。

また、総会と合わせて原告以外の幅広い市民に呼び掛けて学習会を実施。東京平和委員会・事務局長の岸本正人さんを講師に「日米地位協定と横田基地の実態」と題して講演を受け、基地被害の根底にある地位協定について改めて学び合いました。

岸本さんは、地位協定の内容とともに、安保3文書に基づいて進められる軍拡と横田基地の機能強化の実態について紹介。「これだけアメリカ言いなりの地位協定は日本だけなのか」との質問に、岸本さんは、他国では国が責任をもって一定の制限をさせていることを指摘し、「国のやる気次第」で米軍の対応は変えられると訴えました。【日野支部／星野慧】



講演する岸本さん

八王子

久保山町会内の騒音対策委員会が課題提案 市役所との意見交換に原告団も多数参加

2025年10月3日に実施した八王子市役所・環境部との意見交換会では、今回も「騒音計測結果が環境基準の57db以下であるため新たな対応は出来ない」という話合いになった。

今回は意見交換会の場所をいつもの市役所ではなく、話合いをしている時に航空機騒音の実態を経験してもらえばという思いから、80Wのコンター内にある町会会館に環境部の方に来ていただいて実施した。

町会会館に設置している八王子支部の騒音計測器では月当り実測値で57db以上は年間1ヶ月～3ヶ月ほどであるが、70db以上の騒音回数は毎月400回～600回という計測結果になっている。

そのために環境部に対して、「八王子市の中で一番騒音の大きな80Wの場所」で「24時間365日の計測」を要請している。



市長の回答を受け取る対策委員会代表

そして「環境基準の57db以下」であることから何も対応は出来ないという市役所の姿勢に対し「70db以上の騒音回数が月に400～600回もある騒音実態」「月当り57db以上の月もある騒音実態」を理解してもらうための活動を今後も継続していく感じている。【八王子市／永田義昭】

オスプレイ横田配備反対集会デモ IN 福生フレンドシップパーク

11月16日（日）午後3時から

原告団も参加している「オスプレイ横田配備反対連絡会」が11月16日（日）福生市フレンドシップパークで集会とデモを行います。

2023年11月29日に横田基地のオスプレイは屋久島沖で墜落・爆発。8名の乗員全員が死亡しました。今年になってからも7月18日、秋田大館空港に、7月24日に岩手花巻空港に同じオスプレイが緊急着陸。9月にも同一のオスプレイが浜松空港に緊急着陸しました。

墜落の危険性が大きい輸送機は横田にも、日本どこにもいらない、と声をあげましょう。



11月20日（木）午後2時から 第12回口頭弁論 ぜひ傍聴を

第12回口頭弁論は、ビデオ検証を中心に、基地機能強化の弁論を行います。

オスプレイの異常な騒音実態・訓練や、C130輸送機のタッチアンドゴー、基地に飛来する空中給油機や大型輸送機、戦闘機がどんな騒音をまき散らしているか、危険な訓練を行っているかを動画で裁判所に示します。

ぜひ期待して傍聴に駆けつけて下さい。

〈お詫びと訂正〉

原告団ニュース第12号の環境省に要請書を交付する写真のキャプションに誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。伏してお詫び申し上げます。

正：第4次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団

副団長 福地さん

誤：普天間爆音訴訟原告団の代表

今後の日程

◇ 第13回口頭弁論 2026年2月19日（木）午後2時から

東京地裁立川支部

裁判も11回の期日を終え、これからはビデオ検証、現地検証が予定されています。わくわくする弁論が控えています。みなさまの力を集め勝利の日をめざして頑張りましょう。その支えは皆さんの原告団費です。お振込みがまだの方はぜひお願い致します。また、口座払いの方もおられます。同姓同名の方もおられますので、振込の際には原告のお名前、市町名をご記入いただきますようお願いいたします。